**令和７年度自然環境保全活動事業**　**募集要項**

１　趣旨

　私たちの豊かな生活は、生物多様性の恵みによって支えられています。しかし、宅地開発等や、外来生物など人間によって持ち込まれたものによる危機、さらには地球温暖化など地球規模の環境変化により、現在多くの生物が絶滅の危機に瀕しています。

　県では、これらの危機に対して、地域の生物多様性の保全・再生に資する活動を実施するボランティア団体やＮＰＯ等の活動を支援し、地域固有の生態系の維持を図り、大分県における生物多様性を保全する事業を実施します。

２　応募方法

　本事業は、企画提案書をＮＰＯ等の環境保全団体から公募します。

３　支援事業の内容

　次に掲げる生物多様性の保全・再生に関する活動を行うものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象事業 | 事業の内容 |
| ①生物多様性に優れた地域の保全再生事業 | ・自然公園法に基づく国立公園又は国定公園・大分県立自然公園条例に基づく県立自然公園・大分県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域　・大分県自然海浜保全地区条例に基づく自然海浜保全地区・大分県が指定する鳥獣保護区・ラムサール条約に基づくラムサール条約湿地・ユネスコの人間と生物圏（ＭＡＢ）計画に基づくユネス　　コエコパーク・日本ジオパーク委員会が認定した日本ジオパーク・大分県が選定するおおいたの重要な自然共生地域・環境省が選定する重要里地里山・生物多様性ここのえ戦略（九重町）に定める重要スポッ　ト等、市町村が指定する生物多様性上保全すべき地域における生物の生息環境の保全再生や普及啓発のための事業等 |
| ②希少野生動植物保全事業（複数種での応募、対象種以外との組み合わせも可能） | ・大分県希少野生動植物の保護に関する条例における指定　希少野生動植物（５１種）及び令和７年度の指定候補として挙げている動植物（１種）・レッドデータブックおおいた２０２２記載種・環境省レッドリスト２０２０記載種・新種記載されたばかりなどの事情で国・県のレッドリス　トに記載されていない動植物のうち、緊急に保全活動が必要とされる種の保護、増殖等。 |
| ③外来生物防除事業（複数種での応募、対象種以外との組み合わせも可能） | ・補助金交付要綱に記載の外来生物や、国内の自然分布と　異なる地域へ移入された国内外来種の防除や調査研究等。 |

【事業例】

 イ　清掃、草刈り、枝打ち、支障植物等の除去、防護ネット・啓発看板設置、盗採防止パトロール、希少植物の移植、野焼き、外来種駆除、生物の生息・生育状況調査等

　 ロ　希少野生動植物を増殖する事業（増殖実験、域外保全等）

ハ　自然保護団体が高等教育機関・企業等から支援を受けられる体制の構築等

ニ　希少野生動植物・外来生物等の生息・生育状況の調査、研究（モニタリング等）及

　　び外来種やシカの駆除方法の研究

　 ホ　普及啓発活動（啓発研修会、観察会等）

　 　※ただし、ハ、ホについては、イ、ロの活動と組み合わせて行うことが望ましい。ハ、ニについては、遺伝子解析を用いた調査・研究、動物の追跡・個体識別のための調査及びその手法の開発を除き、事業費総額の２分の１を上限とする。

４　応募資格

　原則として、次の基準を満たす団体とします。

　（１）特定非営利活動法人、公益・一般社団法人若しくは公益・一般財団法人等の非営

　　　　利活動法人、又は自治会やボランティア活動など社会貢献活動を行う法人格を持

　　　　たない非営利団体であること。

 （２）公益の増進に寄与する活動を行っていること。

　（３）県内に活動拠点があり、原則として１年以上の活動実績（応募しようとする事業

　　　　と関連する活動）があること。ただし、新規結成団体の場合は、企業や団体、研

　　　　究施設や学校、行政機関等で１年以上の希少野生動植物保全に関する活動実績を

　　　　有する者が在籍すること。

　（４）１０人以上の構成員があること。

　（５）専従職員（有給又は無給の別は問わない。）がいること。又は、常時連絡が取れ

　　　　るなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。

（６）本事業終了後も、今回応募する事業の目的遂行のために、継続して活動を続ける

　　　見込みがあること。

（７）宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

　（８）特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対する

　　　　ことを目的とするものではないこと。

　（９）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号

　　　　に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

　　　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

　　　　　　７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　　　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　　　ウ　暴力団員が役員となっている事業者

　　　　エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

　　　　オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購

　　　　　　入契約等を締結している者

　　　　カ　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

　　　　キ　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会　　　　　　　的に非難される関係を有している者

　　　　ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

５　支援予定団体数及び補助率等

　支援予定団体数及び補助率等は、下記のとおりとします。

○補助率１０／１０以内（ただし、下記の上限による）

|  |  |
| --- | --- |
| 上限額(消費税込) | 団体数（予定） |
| ３０万円 | ６団体程度（うち４枠については大分県が選定公表している「おおいたの重要な自然共生地域」（別紙）に係る事業とする。） |
| １００万円 | 1団体程度（大分県が選定公表している「おおいたの重要な自然共生地域」における生物の生息・生育状況調査であって、国の「自然共生サイト」の認定のための事業とする） |

ただし、応募団体数に応じて、予算の範囲内で調整するものとします。

６　事業実施期間

　交付決定日から令和８年１月末まで

７　応募期限及び方法

　（１）応募期間

 *令和７年４月３０日（水）１７時（必着）*

 （２）提出書類

 ア　企画提案書（様式１）

　　　　イ　事業計画書（様式２）

　　　　ウ　収支予算書（様式３）

　　　　エ　定款又はこれに代わるものの写し

　　　　オ　団体調書（様式４）

カ　事業報告書及び収支計算書（直近１ヶ年分）（様式任意）

　　　　キ　役職員名簿（様式５）

 ク　団体目的等についての確認書（様式６）※任意団体のみ提出

　　　　ケ　誓約書（様式７）

　（３）応募方法

 下記応募先に１部郵送又は電子メールで送付、又は持参してください。

 応募に必要な書類の作成に要した経費や郵送料等、応募に係る経費は全て応募　　　 　者の負担となります。

　　　　なお、提出された書類は返還しません。

　（４）問い合わせ及び応募先

 大分県 生活環境部 自然保護推進室 自然保護班

 〒８７０－８５０１　大分市大手町３丁目１番１号

　　　　　電　　　話　０９７－５０６－３０２２

　　　　　ファクス　０９７－５０６－１７４９

 電子メール　a13070@pref.oita.lg.jp

８　支援団体の決定

　（１）選考方法

 支援団体先は、書類審査を経て決定します。

　（２）審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 | 該当する支援対象事業 |
| 応募資格 | ・応募資格を満たしていること。 | ①②③ |
| 企画趣旨 | ・公募の趣旨に合致した提案となっていること。 | ①②③ |
| 事業効果 | ・事業実施による効果が期待できること。 | ①②③ |
| 実現可能性 | ・具体性があり、実現可能な提案となっていること。　（方法、期間、人的体制、活動実績等） | ①②③ |
| 予　算 | ・内容及び期待される効果等に照らし適切であること。 | ①②③ |
| 知見専門性 | ・当該事業に関する知見、ノウハウを有していること。 | ①②③ |
| 提案内容 | ・活動地域の現状や問題点を具体的かつ十分に把握していること。・取組内容に先進性、モデル性が認められること。・①②③を横断的に取り組む活動であること・複数の希少野生動植物種を対象とした活動であること。・複数の外来生物を対象とした活動であること。・交付金事業終了後も、実施体制の維持や一定の予算措置が予定　されているなど、活動の継続性が高いと見込まれること。・地域に根ざした団体であること、又は地域の団体や個人から継　続的に協力を得られる見込みがあること。・保全の緊急性が高い希少野生動植物種であること。・防除の緊急性が高く、事業の効果が強く発揮される外来生物を　対象としていること。・保全対象となる生物の生息・生育環境に関する基礎情報が得ら　れること。・事業対象地域の自然資源を持続的に活用することにつながるも　のであること。・地域の社会経済に対する直接又は間接的利益が期待されること。・生物多様性の保全・再生に寄与するものであること。・法令に基づく許認可等が必要な場合、許認可等が見込める内容となっていること。 | ①②③①②③①②③②③①②③①②③②③①②①①②③①②③①②③ |

　 （３）選考結果

 選考結果は、提案のあった全ての団体に文書でお知らせします。

　 （４）決定の取り消し

 次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

 ア　実施計画書等に虚偽の記載がある場合

 イ　選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

　　　　 ウ　その他、募集要項に違反した場合

９　支援決定団体の手続き

　支援先に決定した団体は、自然環境保全活動事業費補助金交付要綱に従って手続きを行います。

　（１）申請書提出前に、事業実施団体の提案をもとに、自然保護推進室と打ち合わせを

　　　　行います。その際、協議の上で提案内容を一部変更する場合があります。なお、事業の実施にあたり、法令の許認可手続きが必要なものは、事業実施団体において、確実に手続きを行い、許可書等の写しを県に提出してください。

　（２）補助事業の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費で、領収書等で確認できるものが対象となります。対象となる経費の詳細は以下のとおりです。ただし、交付決定前に支出した経費は対象となりません。

　　　　　なお、本事業と直接関係のない通常の運営費（事業実施団体のメンバーによる

　　　　会合等の飲食費、定期会報の発行、人件費等）及び事業実施団体の財産取得とな

　　　　る備品購入は原則として認めません。

　　　　　※備品は、耐久年数が長く、長期間にわたり形状を変えず、補助事業以外にも

　　　　　　繰り返し使用できるものをいいます（パソコン等）。ただし、補助事業に専用的に使用し、交付金事業終了後も同様の活動を継続するため活用できる備品は購入を認めることもあります。

　　【対象となる経費】

　　　・物品費（本事業の実施に必要不可欠なものに限る。）

　　　・旅費交通費

　　　・通信運搬費

　　　・印刷消耗品費

　　　・賃借料

　　　・謝金

　　　・保険料

　　　・人件費（本事業に係るものに限り、原則事業費総額の２分の１を限度とする。ただし、申請主体となる団体の規約等において規定する各団体の活動目的の事業に従事する団体員の日当等については対象外とする。）

　　　・その他知事が必要と認める経費

　（３）手続きは、大分県補助金等交付規則及び自然環境保全活動事業費補助金交付要綱

　　　　に基づいて行います。

　（４）事業費の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとしますが、受託団体の状

　　　　況によって事前に事業費又は上限金額の１／２を限度に概算払いすることがあり

　　　　ます。

１０　事業報告

　事業実施団体は、実績報告を原則事業の完了後３０日以内に経費証拠書類の写し等を添付して提出してください。また、事業終了後に事業報告会を開催する可能性がありますので、その際は別途ご連絡します。

 なお、事業実施経費について収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を５年間保存する必要があります。

１１　事業実施状況の公表

　　本事業の実施状況や成果を県のホームページ等で公開します。

[様式1]

自然環境保全活動事業企画提案書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　号

　　年　月　日

　大分県知事　　　　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者氏名　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　年度において、下記のとおり自然環境保全活動事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の内容（該当事業を○で囲む。複数選択可）

　①生物多様性に優れた地域の保全再生事業　②希少野生動植物保全事業　③外来生物防除事業

２　事業の対象となる希少野生動植物または外来生物（事業の内容で②または③を選択した場合）

３　事業実施の場所（地域）等

1. 事業実施の場所（地域）
2. 「おおいたの重要な自然共生地域」に該当する場合はその公表地域名

４　事業の概要

５　期待される事業の効果

６　事業の完了予定年月日

　　　　　　年　　月　　日

＊追加説明が必要な場合や、別紙がある場合は別途添付してください。

[様式2]

事　業　計　画　書

 １　事業日程及び事業の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　　事　業　名 |  事　業　日　程 |  　　　事　業　の　内　容 |
|  |  |  |

　２ 事業に要する経費 　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  事　業　名 |  　補助対象経費 |  　　　経　費　の　内　訳 |
|  |  |  |

[様式3]

収　 支　 予　 算　 書

 １　収　入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　　　項　　　目 |  　　予　算　額 |  　　　　　備　　考 |
|  　　 県費補助金 |  円 |  |
|  　　　計 |  |  |

　２ 支　出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　　項　　　目 |  予　算　額 |  備　　考 |
|  |  円 |  |
|  計 |  |  |

[様式4]

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

団　体　調　書

|  |  |
| --- | --- |
| 名 称 |  |
| 所　在　地 | 〒 |
| 代表者氏名 |  |
| 担当者連絡先 | 氏　名 |  |
| TEL　　　（　　）　　　　　　FAX　　　（　　） |
| e-mail |
| 設立年月 | 年　　　月 |
| 法人格取得 | 年　　　月 |
| 目　　　的 |  |
| 主な活動分野（主要３分野） | ・・・ |
| 事務局員 | 人（うち常勤職員数　　　　　人） |
| 会員数 | 人 |
| 財政規模 | 前年度決算額　　　　　　　　千円今年度予算額　　　　　　　　千円 |
| 主な活動実績＊企業や行政と協働事業を行った経験がある場合は、その概要も記載してください。 | 事業の名称 | 期　間 | 概　　　要 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

[様式5]

令和　　年　　月　　日

役職員名簿

団　体　名

代表者氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | （ふりがな）氏　　　名 | 職業・資格等 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※職業・資格等について

団体役員（構成員）が、希少野生動植物保存推進員、自然観察指導員、環境教育アドバイザー、環境カウンセラー等本事業と関連があると思われる場合は記入してください。

[様式6]

　　　　年　　月　　日

団体目的等についての確認書

団　体　名

代表者氏名

本団体は、下記のいずれの項目にも該当することを確認しました。

記

１　宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

２　特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

[様式7]

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員が役員となっている事業者

（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

（６） 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（７） 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

大分県知事　　　殿

 〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

　　　　　　　　　　　 住　　 所

　　　　　　　　　　　　　　　法人・団体名

　　　　　　　　 （ふりがな）

 代表者氏名

 代表者生年月日（明治・大正・昭和・平成） 　年 　月 　日(男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。